

隣保館だより

第439号

2023年 1月号

発行◎九重町隣保館

大分県玖珠郡九重町大字右田3088-2

TEL: 0973-76-2468 FAX: 0973-76-2446



日の出

しんしゅんばんぷく
新春万福

あたらし
新しい年のはじまり

ひとひと
人と人の出会い

じんけん
人権との出会い

しんらいわ
信頼の輪 大きく広げ

げんき
元気に飛び跳ねよう

❖ 新年のごあいさつ ❖

あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新春を迎えられたこと、お喜び申し上げます。

また、旧年中は隣保館の活動にご支援ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、昨年を振り返りますと世界的に大きな出来事としては、ロシアによるウクライナ侵攻が挙げられます。他国を蹂躪しそこに住む人々の暮らしを脅かす行為を「戦争は最大の人権侵害である」との認識のもと、一日も早い終結に向けて、国際社会で連帯して取り組まなければなりません。国内に目を向けてみますと、こちらも終息が見通せないコロナウイルス感染症は、経済活動や人々の価値観の変容など、住民生活の多くの場面において影響を与えています。対面して「集い・語り・行動する」ということが、リモートで行われるようになり便利になった面もあります。しかしながら、現地に赴き、見て、話を聞き、熱をもって語りあうことも、とても大事なことです。そのため、いろいろな方法による交流機会の創出が必要と考えています。

隣保館は部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を図るための人権啓発の拠点施設として、また地域住民の交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして皆様に寄り添い、人権問題の解決にむけた相談活動や、研修会をはじめとする教育・啓発活動に職員一同しっかりと取り組んでまいります。ぜひ、お気軽にお立ち寄りください。

最後に、本年が皆様にとりまして、明るく希望に満ちた1年になることをお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

九重町隣保館 職員一同

女性の人権

人はだれでも人として尊重され、それぞれの生活の中で人間らしく生きる権利を持っています。これは男性であろうと、女性であろうとすべての人に与えられた権利です。日本国憲法に明記された男女平等の理念は浸透しつつありますが、現実には今もなお、男女の役割を固定的にとらえる意識も根強く残っており、男女それぞれが多様な生き方をすることを阻む要因にもなっています。

また、配偶者やパートナーからの暴力(DV)、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどの人権侵害も問題となっています。女性と男性が対等なパートナーとして、お互いの立場や個性を理解・尊重して、これらの問題を解消していくことが大切です。

九重町隣保館では、「女性の人権」をテーマに人権学習会を行いますので、ぜひご参加ください。日時等は本紙4面をご覧ください。



インターネット上の子どもを狙った性犯罪 ～グルーミングを知っていますか？～

今、SNSを中心とするインターネット上で、子どもを狙った性犯罪が増加しています。
警察庁の統計によると、2021年にSNSがきっかけとなって犯罪被害に遭った18歳未満は、1812人（うち児童ポルノ関連は657人）となっています。
この背景にはたくさん問題がありますが、今回は次の3つについてご紹介します。

①被害を受けた子どもを責める社会 ～見えやすいところを責める～

被害を受けた人を責めるのは、「被害者非難」という心の働きがあるからでもあります。被害者に落ち度があったと考えることによって、自分の一時的な安心感を得ようとする働きのことです。また、インターネットの特性上、加害者が匿名で見えないことから、見える被害者に責任を求めようとするとも考えられます。

私たちに求められているのは、まず傷つけられた子どもを保護すること。次に二次的な加害につながる言動をしないこと。そして、子どもに対する性加害をする大人を許さないという社会の雰囲気を作ることなのです。

②信頼関係を作ってから加害に及ぶ ～グルーミングという悪質な方法～

何気ない会話でやりとりを重ね、時間をかけて信頼関係を作ってから性加害に及ぶ「グルーミング（手なづけ行為）」は、子どもを狙う加害者が使う典型的な方法とされています。

子どもは一度信頼した大人の言葉に疑問を持ちづらくなり、被害の自覚も持てないまま相手の要求を受け入れてしまうところにグルーミングの悪質性があります。

法務省も、子どもの性被害を未然に防ぐため、「グルーミング罪」を新設する検討を進めています。

③加害者である大人が悪いことだと思っていない

～恋愛感情という言葉でごまかす大人～

加害者は「恋愛」や「同意がある」などという言葉で自身の性加害を正当化しようとします。しかし、大人が子どもを性的対象として加害する行為は同意があっても犯罪行為です。

インターネットの匿名性を悪用して、安易に子どもに対して性的な接触を図る。また、信頼関係を作ってから性的な加害に及ぶ。これらは、加害する大人が、子どもを対等に見ていない、子どもを性的なものとししか見ず、支配できる相手として下に見ていることが根本にあります。

私たち一人一人には、子どもを一人の人格ある人間として尊重する姿勢が求められているのです。



「部落解放・人権確立第41回全九州研究集会」に参加しました。

11月29日～30日に北九州市において、「部落解放・人権確立第41回全九州研究集会」が開催されました。この研修は「人権・平和・環境」を基軸にした部落解放運動の発展と深化、あらゆる差別の撤廃にむけた連帯、協働の取り組みとして開催されたものです。

九重町からは町審議会、各地区人啓、運動体、行政職員の計12名での参加となりました。講演や研究報告を聴き討論することで、それぞれの立場で人権のまちづくりに携わる関係者の良い研修と意見交換の場となりました。



隣保館カラフルタイム開催

■日 時：2023年1月25日(水) 9時30分～11時00分(送迎はありません)

■場 所：九重町隣保館 2階展示室

■参加申込：1月24日(火)締め切り

様々な活動を通して、人権について学び、交流することを目的としています。どなたでも参加できますので、九重町隣保館(☎76-2468)までお申し込みください。

※マスク、上履き、飲み物、タオルは各自でご準備ください。



九重町隣保館人権学習会の開催

■テ — マ：女性の人権

■講 師：吉本 寛子さん(大分県人権啓発講師)

■日 時：2023年2月15日(水) 19時～

■場 所：九重町隣保館 2階展示室



◇これからの行事◇

【月・木は人権相談日】

月 日	行 事 名
1月25日(水)	カラフルタイム
1月26日(木)	ハッスルシルバース(たけのこ会)



月 日	行 事 名
2月 2日(木)	ハッスルシルバース(つばき会)
2月 6日(月)	編み物教室
2月 7日(火)	パワーアップ教室
2月10日(金)	生け花教室
2月15日(水)	九重町隣保館人権学習会
2月16日(木)	ハッスルシルバース(コスモス会)
2月20日(月)	編み物教室
2月22日(水)	ハッスルシルバース(たけのこ会)